

学童クラブ

冬休み期間一時利用（短期入所）の申込案内

1. 受付期間 ： 11月13日(金) ～ 11月30日(月)

※学童クラブの定員に余裕がある場合に限り、受付期間後の申込みを受け付けます。

※一時利用の登録証をお持ちの方も、冬休み期間の短期入所を利用する場合は申込みが必要です。

2. 受付窓口 ： 東金市役所 学校教育課

※郵送・Eメール・FAXによる提出はできません。

3. 提出書類

※②は世帯の状況により提出書類が異なります。ご不明な場合はお問い合わせください。

① 一時利用（短期入所）申込書

② 監護できないことを証明する書類

保護者及び児童と同居する18歳以上70歳未満の方は就労証明書等の提出が必要になります。

提出書類については、下記の表をご確認ください。

申込理由	必要書類
就労 ①会社等に雇用されている者 ②自営業中心者 （当該事業の確定申告の申告者） ③自営業補助者	●就労証明書 ※①～③のいずれの方も必要 ①会社等に雇用されている者 ②自営業中心者 ③自営業補助者 ●添付書類 ※②③の自営業（農業含む）の場合は次の資料を添付 ○開業1年以上の方 …確定申告書等の写し （確定申告書B、第1表、第2表、収支内訳書又は青色申告決算書等） ○開業1年未満の方 …開業届又は営業許可証の写し
妊娠又は出産	●診断書又は母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの） ●産前休暇前に就労しており、産後休暇又は育児休業後に復職の希望がある場合は就労証明書

申込理由	必要書類
保護者の疾病又は障がい	●診断書又は障害者手帳等の写し
同居親族の介護又は看護	●介護・看護・付添状況申告書 ●診断書又は障害者手帳等の写し、もしくは介護保険被保険者証の写し
求職活動又は起業準備	●求職活動申告書
就学（学校、職業訓練施設等への通学又は通所）	●在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの

なお、令和7年4月の春休み期間又は7月・8月の夏休み期間に利用した方で、就労証明書等の内容に変更がない場合は提出不要です。

4. 利用料の減免について

次のいずれかに該当する方は、利用料が減免となる場合がありますので、利用申込の前に学校教育課までお問い合わせください。別途減免申請書や証明書等の提出が必要になります。

- ② 生活保護法による被保護世帯（全額免除）
- ② 令和8年度の市民税非課税世帯（半額免除）
- ③ その他、特に必要があると認められる場合

（例：今年の1月1日以降に離婚し非課税世帯となった場合は半額免除）

5. 利用希望施設

以下の学童クラブの中から第3希望までを選び、一時利用申込書の利用を希望する施設名欄にご記入ください。なお、希望する学童の利用者が定員に達した場合は、別の学童クラブをご案内させていただきます。

東小学童クラブ、鵜嶺小学童クラブ、城西小学童クラブ、正気小学童クラブ、豊成小学童クラブ、日吉台小学童クラブ、丘山小学童クラブ、福岡小学童クラブ、大和地区学童クラブ

お問い合わせ先

東金市教育部学校教育課学童クラブ係

電話 0475-50-1209